

リフィル処方せん ～お薬の新しい受け取り方～

令和4年4月から、国の制度として「リフィル処方せん」が導入されました。

対象となる患者にとって、病院へ行く労力や待ち時間の削減など、**通院負担を軽減できるなどのメリット**があります。

健保だより

令和4年8月10日号

※ダイワボウ労働組合「組合新聞」第1072号
(令和4年8月10日発行)に掲載の
「健保とあなた」と同じ内容です



Q. 「リフィル処方せん」って何ですか？

- ◇ 病状が安定し、通院を一定期間控えても大丈夫と医師が判断した場合、医療機関で毎回処方せんをもらわず、同じ処方せんを薬局で、最大3回まで繰り返し使用できる仕組みです。
- ◇ リフィル処方せんの 1回あたりの投薬期間と総投薬期間は 医師が患者の病状を踏まえて個別に判断します。



Q. リフィル処方せんに切り替わった場合、どう変わりますか？

現 在

- 月1回の頻度で医療機関を受診し、28日分の薬が処方されている。
- 受診の都度、調剤薬局で28日分の医薬品を調剤してもらっている。



切り替わった場合

- 3カ月に1回の頻度で医療機関を受診、28日分×3回使用できるリフィル処方せんを発行してもらう。
- 上記期間中は医療機関を受診せず（受診は妨げない）、継続的に調剤薬局で薬剤師に経過をみてもらいながら、同じ薬を3回調剤してもらう。
(安心・安全な服薬治療のため、同じ薬局での調剤を推奨)



※ 投薬量に限度のある医薬品や湿布は、リフィル処方せんの対象外です。

くわしくは、担当医師にお聞きください。



Q. 留意すべきことはありますか？

- 薬局で調剤してもらえるのは、1回目は通常の処方と同様、リフィル処方せん発行日を含めて4日以内。2回目以降は原則、前回の処方期間が経過する日を予定日とし、前後7日以内となります。
- 薬剤師は、患者の服薬状況等を確認し、リフィル処方せんによる調剤が不適切と判断した場合、調剤を行わず、医療機関への受診を促し、処方医に情報提供します。



リフィル処方せんの期間中であっても、気になる症状がある場合や病状や体調が変化した場合は速やかに医療機関を受診し、適切な治療を受けるようにしましょう。